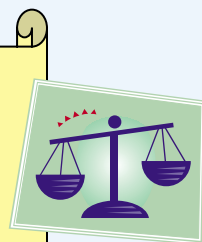


裁判員模擬裁判の取組

～模擬選任手続の実施～



東京地方裁判所では、5月30日（水）から3日間、模擬裁判を実施しました。これまでも全国で多数回にわたって模擬裁判を実施してきましたが、今回の模擬裁判では、合計20の企業等の御協力を得て、裁判員役の候補者名簿を作成し、そこから裁判員役を選ぶという、実際の裁判員裁判において行われる選任手続により近い方法（模擬選任手続）を採用しました。

○ 裁判員役の選び方

今回の模擬選任手続の具体的な方法は、まず、企業等から提供していただいた従業員名簿をまとめたものから50名の方を候補者として選び、模擬選任手続の日の6週間前に、模擬裁判の期間裁判員役として参加していただけるかどうかお尋ねする質問票を送りました。

次に、質問票で参加に支障があるとして辞退の申出をされた方々について、辞退が認められるか判断をしました。例えば、

- ◆ 模擬裁判期間中に海外で行われる会議に急きょ出席しなければならなくなった部長職の方
- ◆ 模擬裁判期間中に担当する会議の意見書取りまとめ業務を行わなければならない課長職の会議スタッフの方
- ◆ 模擬裁判期間中に奥様の出産が予定



【候補者への質問】

されている方

などについて辞退が認められました。

模擬選任手続当日は、裁判所にお越しいただいた候補者の方に対し、まず、裁判所の職員からオリエンテーションを行い、当日の手続の流れや今回の模擬裁判の事案のあらまし等について説明をしました。次に、今回の事案と同じような犯罪の被害に遭ったことがあるかどうかといったことをお尋ねする当日用の質問票に記載をしてもらいました。その後、候補者の方全員に対して個別に質問をし、裁判員役を務めていただくのに支障がないか確認するなどした後、くじで6名の方を裁判員役として選びました。

選ばれた裁判員役の方には、宣誓をしていただき、その当日から模擬裁判の審理に参加してもらいました。



【オリエンテーション】



○ 事案のあらまし

事件は、被告人（女性）が愛人関係にあった被害者（男性）から暴行を受け、被害者の背中や胸を包丁で刺して殺したというものでした。審理では、被告人は、殺すつもりはなかったし、正当防衛であると主張し、犯行後の状況を知る被告人の友人の証人尋問や被告人質問等が行われました。

審理後の評議においては、裁判員役と裁判官（現役の裁判官3名）とが意見を出し合い、白熱した評議が行われました。その結果、（ア）殺意は認められる、（イ）正当防衛は成立しないが過剰防衛が成立するとして、懲役4年（実刑）という結論に至りました。

○ 裁判員役の方の御意見

模擬裁判後の意見交換会では、

◆「評議では、リラックスできる雰囲気の中

で、自分の思うところを話すことができた。」

◆「法律は初めてで、全く違う世界であったが、評議の中で議論を進めていく姿勢は、通常の会議と共通していると感じた。」

◆「これまで遠かった司法が身近になった。」

といった声が聞かれました。

一方、

◆「選ばれるかどうかははっきりしないので、どこまで仕事の都合をつけてくるのか難しかった。」

◆「専門用語が難しかった。日常使用する言葉で説明するようにしてほしい。」といった御意見もありました。

このような本格的な模擬選任手続は、今回が全国で初めての試みでした。裁判所では、御協力いただいた方々からの貴重な御意見を踏まえ、引き続き、国民の皆様幅広い御参加を得られるような制度運営について検討を続けていきます。また、各地の裁判所で今後もこのような模擬選任手続や模擬裁判を繰り返し実施していきますので、皆様の御協力をお願いいたします。



【評議】